

議案第40号

【産業・地域振興支援部国際化・文化芸術担当】

指定管理者の指定について（港区立みなと芸術センター）

本案は、みなと芸術センターの指定管理者を指定するものです。

【内容】

○対象施設

名 称	位 置
港区立みなと芸術センター	港区浜松町二丁目3番5号

- 指定管理者 港区赤坂四丁目18番13号公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団内
みなと文化パートナーズ
(代表団体) 公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団
(構成団体) サントリーパブリシティサービス株式会社

- 指定の期間 令和9年11月1日から令和19年3月31日まで

※令和9年11月1日に新たに開設する施設です。

【施設完成予定図】

